

物価高騰対策給付金 (1世帯あたり3万円)のご案内

物価高騰対策給付金(「3万円給付金」といいます。)は、国の補正予算を受けて住民税非課税世帯を支援する**新たな給付金**です。

※ この給付金は、令和5年度から実施している「物価高騰対策給付金」を受け取っていても、次の「支給対象世帯」に該当するのであれば、受けることができます。

※ 今回は、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付は行いません。

支給対象世帯

令和6年12月13日時点で大洗町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ・令和6年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの方の世帯 など



手続きの有無

支給対象世帯のうち

ア 次の①②両方を満たす世帯

- ① 町から「10万円給付金(令和6年7～9月に実施した物価高騰対策給付金のこと。以下同じ。)」を受け取った世帯で、かつ、世帯主の変更がない世帯
- ② 世帯の中に、令和6年6月4日から同年12月13日までに転入した方がいない世帯

イ 左記以外の世帯

(具体的な世帯は裏面へ)

手続きが必要です！

町福祉課から **支給要件確認書** が届きます。

(令和7年5月30日(金)までに **返送が必要**です。)

※ 令和6年1月2日以降に他市町村から転入した方がいる世帯などは、**申請が必要**です。(申請書類を各自入手してください。)



手続きは **必要ありません**。

町福祉課から「『3万円給付金』のお知らせ」が届きます。(令和7年3月下旬振込予定)

詳しくは
裏面へ

給付金の支給手続き

ア 次の①②両方を満たす世帯

- ① 町から「10万円給付金」の給付を受けた世帯で、世帯主の変更のない世帯
- ② 令和6年6月4日から同年12月13日までに転入した方がいない世帯

- 手続きは、必要ありません。
- 町福祉課から「『3万円給付金』のお知らせ」が届きます。
- 「10万円給付金」と同じ銀行口座に振り込みます。
※ 現金を直接窓口で渡した方は、町の指定日以降にご来庁いただきます。
- 「3万円給付金」を受け取りたくない場合や、銀行口座を変更したい場合
には、町福祉課まで連絡してください。後日、届出書を郵送します。



イ 上記以外の世帯（手続きが必要です！）

- ① 町から「10万円給付金」の給付を受けた世帯で、世帯主の変更がある世帯
- ② 令和6年6月4日から同年12月13日までに転入した方がいる世帯（④を除く）
- ③ 「10万円給付金」の支給対象世帯であったのに、給付を受けなかった世帯

- 対象と思われる世帯には、確認事項などが書かれた「支給要件確認書」が届きます。（令和7年3月10日（月）～順次発送）
- 内容を確認して、町福祉課に **令和7年5月30日（金）**
まで（当日消印有効）に 返送してください。



- ④ 世帯の中に、令和6年1月2日以降に他市町村から転入した方や、町において令和6年度住民税の課税状況が把握できない方がいる世帯

- 「3万円給付金」を受け取るには、**申請が必要** です。
 - 申請書は、町福祉課、ホームページに備えてありますので、各自入手してください。（令和7年3月3日（月）～配布）
 - 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課に申請してください。（郵送による提出可）
- ※ 申請期限は、**令和7年5月30日（金）まで（当日消印有効）**です。



物価高騰対策給付金（3万円給付金）などの

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、大洗町や水戸警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係 （役場 1 階 5 番窓口）

 **029-267-5111（内線151）**

受付時間（平日のみ） 8時30分～17時15分



大洗町 給付金 検索